

別添 12

○総務省告示第 号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、平成二十年総務省省告示第三百四十六号（無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づく船舶に設置する無線航行のためのレーダーの構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別添 12

改正後	改正前
<p>一 構造及び性能の条件</p> <p>平成二十年総務省告示第二百八十八号（船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件）第二項第一号（四、六及び八を除く。）、第二号及び第三号（二を除く。）並びに第三項第四号、第四項から第六項まで、第八項、第九項、第十二項及び第十四項から第十七項までの条件に適合すること。</p> <p>二 機械的及び電気的條件</p> <p>1 試験方法</p> <p>設備規則第四十八条第二項第六号イ（1）に規定する条件を試験する場合には、次の条件と同等以上の条件で動作させること。</p> <p>(1) 平均風速 一ノットから一六ノットまで</p> <p>(2) 有義波高 一・二メートル</p> <p>2 条件</p> <p>平成二十年総務省告示第二百八十八号第二項第一号（四、六及び八に限る。）及び第三号（二）並びに第三項（第四号を除く。）、第七項、第十項、第十二項、第十三項、第十八項及び第十九項の条件に適合すること。</p>	<p>一 構造及び性能の条件</p> <p>平成二十年総務省告示第二百八十八号（船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件）第二項第一号（四、六及び八を除く。）、第二号及び第四号（二を除く。）並びに第三項第三号、第四項から第六項まで、第八項、第九項、第十一項及び第十四項から第十七項までの条件に適合すること。</p> <p>二 機械的及び電気的條件</p> <p>1 試験方法</p> <p>設備規則第四十八条第二項第五号イ（1）に規定する条件を試験する場合には、次の条件と同等以上の条件で動作させること。</p> <p>(1) 平均風速 一ノットから一六ノットまで</p> <p>(2) 有義波高 一・二メートル</p> <p>2 条件</p> <p>平成二十年総務省告示第二百八十八号第二項第一号（四、六及び八に限る。）及び第四号（二）並びに第三項（第三号を除く。）、第七項、第十項、第十二項、第十三項及び第十八項の条件に適合すること。</p>
<p>備考 表中「 」の記載は注記である。</p>	